

2 5 川 監 公 第 5 号

平成 2 5 年 3 月 2 5 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により監査
を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のと
おり公表します。

川崎市監査委員 松 川 欣 起

同 奥 宮 京 子

同 東 正 則

同 石 川 建 二

監査の種別 定期監査（工事監査）

監査の対象 環境局

まちづくり局

監査の範囲 平成23年度に契約した工事並びに繰越及び債務負担行為に係る
工事で、同年度末までに完了したもの（工事関連の業務委託を
含む。）

監査の期間 平成24年10月 1日から

平成25年 3月15日まで

監査の結果

今回の監査は、監査の範囲に示した工事及び工事関連の業務委託461件の
うちから、次のとおり工事50件及び業務委託10件の合計60件を抽出した。

（抽出工事等の詳細については別表参照）

監査実施工事等の抽出状況

（単位：千円）

所管別の工事等		対 象		抽 出		
		件 数	契約金額	件 数	契約金額	
環 境 局	工 事	22	19,797,547	4	348,248	
	業務委託	0	0	0	0	
まちづくり局	市街地	工 事	62	5,916,255	8	505,548
		業務委託	10	117,930	2	19,343
	施 設 整備部	工 事	302	14,719,057	38	2,604,318
		業務委託	62	798,974	8	169,533
	その他	工 事	2	353	0	0
		業務委託	1	756	0	0
計	工 事	388	40,433,212	50	3,458,114	
	業務委託	73	917,660	10	188,876	
合 計		461	41,350,872	60	3,646,990	

これらが計画、設計、積算、施工等の各段階において、適切に実施されているかといった視点に加え、設計金額の積算は正確に行われているかを監査の重点項目として、設計図書及び施工関係書類の審査並びに現場調査を行った。

その結果、各工事はおおむね適切に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事において改善措置を要する事項があった。

この中には、工事により発生する鉄くずについて有価物として扱っていない積算など本監査の重点項目に関するもの、また、地盤の崩壊により事故につながるおそれのある掘削工事等の現場の安全に関するものなどが見受けられた。

設計積算及び現場監理の業務に当たる担当者は、これらのことに対処する必要から積算基準書、施工技術指針などを十分に理解した上で、より正確かつ適正な設計積算を行い、かつ、現場監理においては請負者が現場の安全を最優先とした施工に努めるよう指導を行われたい。また、これらの業務を所管するそれぞれの組織においても積算チェックを充実し、さらに、経験の浅い職員に対する技術指導を行うなど、設計積算及び現場監理に関して更なる業務改善を望むものである。

1 スクラップ材の売却益相当額を考慮した設計とすべきもの

上作延住宅1号棟ほか7棟耐震改修その他工事は、鉄筋コンクリート造4、5階建ての市営住宅8棟において、外付け鋼板内蔵コンクリートブレースによる耐震補強とともに、バルコニー手すり等の交換による棟屋の改修を行うものである。

このうち、工事により発生する鉄くずの処分に関する設計についてみたところ、有価物であるバルコニー及び階段室の手すり、窓の面格子等の鉄くずについて、工事費からその売却益相当額を減額していなかった。

市営住宅の棟屋の改修工事により発生するバルコニー手すり等の鉄くず

は、スクラップ業者への売却が可能なことから、スクラップ材の売却益相当額を考慮した設計とされたい。

また、桜本住宅解体工事及び東菅小学校解体撤去その他工事においても同様の事例が見られたことから適正な設計とされたい。

(注) スクラップ材の売却益相当額とは、工事で発生した鉄くずの市場売却価格をいう。

(監査番号5、10、24) (まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課、施設整備部公共建築担当)

2 現場の安全に関する指導を行うべきもの

藤子・F・不二雄ミュージアム周辺基盤整備事業登戸駅前広場改良（シャトルバス発着所設置）工事は、同ミュージアムの開館に伴い、駅前ロータリーに来館者用シャトルバスの発着所を整備するものである。

このうち、道路照明の移設に伴う掘削工事についてみたところ、深さ1.8mの掘削箇所において、地盤の崩壊を防止するための矢板等による土留を設置せずに、照明柱基礎の設置作業を行っていた。

土木工事安全施工技術指針等の規定によると、掘削する深さが1.5mを超える現場においては、掘削深さ、土質、地下水位等を考慮し、原則として土留を設置することとされていることから、監督員は請負者に対し安全対策について指導されたい。

また、生田緑地東ロビジターセンター新築電気その他設備工事及び日本民家園総合防災設備整備工事においても同様の事例が見られ、さらに、国際交流センター自動火災報知設備改修工事における一部の工事においては、作業員が足元の高さ2mを超える脚立の上で墜落防止策を講じずに、熱感知器の交換作業を行っていたことから、これらの工事においても、監督員は請負者

に対し、関係法令に準拠した安全対策について指導されたい。

(監査番号 1 2、3 6、3 9、4 2) (まちづくり局登戸区画整理事務所、
施設整備部電気設備担当、同機械設備担当)

3 その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適切に執行すべきものがあつた。なお、その概要は次のとおりである。

(1) 観測施設の新設工事において間接工事費の積算を適切に行うべきもの

共通仮設費等の算定における率計算の対象額となる処分費において、上限額を超えて算入したため、過大な積算となっていた事例

(注) 間接工事費とは、一般管理費を含む共通仮設費及び現場管理費をいう。

(監査番号 1) (環境局環境対策部環境対策課)

(2) 機械設備工事における材料検査を適切に行うべきもの

現場に搬入した材料及び機器に関する材料検査において、材料検査簿を作成していなかった事例

(監査番号 4) (環境局施設部施設建設課)

(3) 請負金額の変更を伴わない工事変更において適切な手続を行うべきもの

工事内容に変更が生じた工事において、請負金額の変更は行わないとしたことについて、請負者から書面による承諾を得ていなかった事例

(監査番号 6、9、3 2) (まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課、
施設整備部公共建築担当)

(4) 工事費の精算において人工数等の確認を適切に行うべきもの

道路築造工事のうち緊急工事として実施した一部の工事において、請負者の提出書類からは、変更設計に計上した人工数及び職種を確認できな

かった事例

(監査番号 1 1) (まちづくり局登戸区画整理事務所)

(5) 設計図書において工事仕様を明確に示すべきもの

工事により設置する製品の材質、仕上げ等の一部の仕様について、明確に示されていなかった事例

(監査番号 2 2、4 1) (まちづくり局施設整備部公共建築担当、同機械設備担当)

(6) 部分使用承諾の手続において適切な名義人を設定すべきもの

工事引渡し前の管理人室の仮使用に際して、部分使用承諾書における被承諾者の名義を、契約の当事者としていなかった事例

(監査番号 2 2) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)